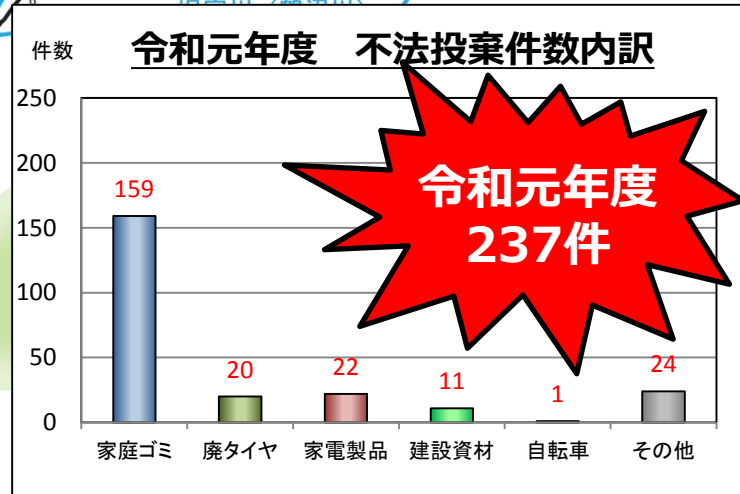


阿賀川ゴミマップ



- 《凡例》
- 1件/箇所
 - 2件以上/箇所
 - 5件以上/箇所



不法投棄は犯罪です！

ゴミの不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁じられており、違反した場合には重い罰則が科せられます。未遂行為も処罰対象です。
ゴミの不法投棄は絶対にやめて下さい。
不法投棄常習地点を中心に巡視を実施し、発見次第、警察へ通報します。

～廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)抜粋～
 (罰則) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
 違反した者は、5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ゴミの投棄又はその行為を発見した場合は、最寄りの警察署もしくは阿賀川河川事務所までご連絡下さい。
 きれいな阿賀川を維持するため、ご協力をお願いします。

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 TEL 0242(26)6873